

相続・贈与税関係について

農地や小規模宅地を相続又は遺贈により取得した方、国等に対して相続財産を贈与した方、災害見舞金を受け取った方について、税務上の取扱いをご案内いたします。

農地等に係る納税猶予の特例の継続適用

農業を営んでいた被相続人（亡くなった人）から相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得した場合において、その相続人が申告期限までに農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行う場合には、納付すべき相続税額のうち一定額の納税を納税猶予期限までに猶予することができます。

しかし、今回の震災により建築資材の置き場に使用されるなど、やむを得ず一時的に農業に使用されなくなった場合には、この特例が継続適用となり、納税が猶予されます。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

遺産の中に居住用や事業用に使われていた宅地等で一定の建物又は構築物の敷地の用に供されているものがある場合には、その宅地等の評価額の一定割合を減額する特例があります。

これを小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例といいます。

この特例を受けられる人は、相続や遺贈によって宅地等を取得した個人です

今回の震災によって、事業を営むことができなくなった例が参考に国税庁ホームページに掲載させております。

国等に対して相続財産を贈与した場合

相続税の申告期限までに日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座等に対して拠出した場合には、その金銭は「国等に対して相続財産を贈与した場合等の非課税等」の特例の適用を受けることができ、相続税の課税対象となりません。

この特例の適用を受けるためには、相続税の申告書に特例を適用する旨と寄付に関する事項を記載し、振込票控えなど支払ったことが証明できるものを添付しなければなりません。

贈与税の非課税財産

個人が支払を受ける災害見舞金（通常の儀礼の範囲）を受け取っても課税されません。所得税についても同様に課税されません。

その他、災害に関する税務の取扱いのQ & Aについては国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/pdf/sozoku_zoyoFAQ.pdf

税理士榎山直樹事務所ホームページ

<http://www.narayama.com/>

租税特別措置について

平成 23 年 3 月 31 日に適用期限が到来する租税特別措置については、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 12 号)」等により、その適用期限が平成 23 年 6 月 30 日まで延長されました。

措置・施策名	関係条文
特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	措法 65 の 7～65 の 9、68 の 78～68 の 80
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例	措法 37 の 9 の 2、65 の 13、68 の 84
中小企業者等の法人税率の特例	措法 42 の 3 の 2、68 の 8
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（控除上限額等の特例）	措法 42 の 4 の 2、68 の 9 の 2
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	措法 10 の 2 の 2、42 の 5、68 の 10
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除	措法 10 の 4、42 の 7、68 の 12
公害防止用設備の特別償却（ 1 ）	措法 11、43、68 の 16
船舶の特別償却（ 1 ）	措法 11、43、68 の 16
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	措法 43 の 2、68 の 17
地震防災対策用資産の特別償却	措法 11 の 2、44、68 の 19
集積区域における集積産業用資産の特別償却	措法 11 の 4、44 の 2、68 の 20
事業革新設備等の特別償却	措法 11 の 3、44 の 3、68 の 21
共同利用施設の特別償却	措法 44 の 4、68 の 24
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	措法 11 の 5、44 の 5、68 の 26
特定地域における工業用機械等の特別償却（ 2 ）	措法 12、45、68 の 27
医療用機器等の特別償却	措法 12 の 2、12 の 3、45 の 2、68 の 29
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	措法 13、46 の 2、68 の 31
事業所内託児施設等の割増償却	措法 46 の 4、68 の 33
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	措法 14、47、68 の 34
特定再開発建築物等の割増償却	措法 14 の 2、47 の 2、68 の 35
倉庫用建物等の割増償却	措法 15、48、68 の 36
植林費の損金算入の特例	措法 52、68 の 38
特定災害防止準備金	措法 55 の 6、68 の 45
中小企業等の貸倒引当金の特例	措法 57 の 10、68 の 59

措置・施策名	関係条文
商工組合等の留保所得の特別控除	措法 61
農業経営基盤強化準備金	措法 61 の 2、68 の 64
技術研究組合の所得計算の特例	措法 66 の 10、68 の 94
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例 (2)	措法 41 の 18 の 3、66 の 11 の 2、68 の 96
農林中央金庫の合併等に係る課税の特例	措法 68 の 2
退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	措法 68 の 4
住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減	措法 72 の 2
住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減	措法 73
住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減	措法 74
特定農業法人が遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法 76
利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減	措法 77
信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	措法 78
勧告等によってする登記の税率の軽減	措法 79、81
関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減	措法 82
認定民間都市再生事業計画等に基づき建築物を建築した場合等の所有権の保存登記等の税率の軽減	措法 83
特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減	措法 83 の 2
電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除	措法 84 の 5
入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例	措法 87 の 5
入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例	措法 88 の 2
引取りに係る特定の農林漁業用重油等の免税	措法 90 の 4
引取りに係る特定石炭の免税	措法 90 の 4 の 2
特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法 90 の 6
石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	措法 90 の 6 の 2
特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例	措法 90 の 9
不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例	措法 91
農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合における贈与税の納税猶予の継続	平 17 改正法附則 55

1 平成 23 年財務省告示第 111 号により延長

2 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (平成 23 年政令第 91 号) により延長

〔注〕上記における略称は次のとおりです

措法・・・租税特別措置法

平 17 改正法・・・所得税法等の一部を改正する法律 (平成 17 年法律第 21 号)